

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 日本シイエムケイ株式会社

【英訳名】 CMK CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 井 建 郎

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03 - 5323 - 0231 (代表)

【事務連絡者氏名】 事務管理部長 岡 部 明 広

【最寄りの連絡場所】 埼玉県入間郡三芳町藤久保1106

【電話番号】 049 - 266 - 7029

【事務連絡者氏名】 事務管理部長 岡 部 明 広

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第55回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額296,000,465円

剰余金の配当が効力を発生する日

平成27年6月26日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

太陽光発電を開始したことともない、現行定款第2条に目的事項の追加を行う。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったため、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条に第2項を新設し、第36条の規定の一部を変更する。

#### 第3号議案 取締役8名選任の件

高井建郎、中山高広、黒沢 明、中山明治、花岡仁志、漆山健一、柴田栄造及び右京 強の8名を取締役に選任する。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

原口文雄を監査役に選任する。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

柳澤 泰を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	460,653	18,901	0	(注)1	可決 95.86
第2号議案	478,755	799	0	(注)2	可決 99.63
第3号議案					
高井建郎	408,506	71,048	0		可決 85.01
中山高広	475,652	3,902	0		可決 98.98
黒沢 明	476,369	3,185	0		可決 99.13
中山明治	454,247	25,307	0	(注)3	可決 94.53
花岡仁志	476,378	3,176	0		可決 99.13
漆山健一	476,378	3,176	0		可決 99.13
柴田栄造	476,797	2,757	0		可決 99.22
右京 強	477,104	2,450	0		可決 99.28
第4号議案					
原口文雄	443,497	36,057	0	(注)3	可決 92.29
第5号議案					
柳澤 泰	478,806	748	0	(注)3	可決 99.64

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認のできない議決権の数は加算しておりません。